

学校法人 九州アカデミー学園

とりのす

《KAC鳥栖同窓会会則》

(名称及び事務局)

とりのす

第1条 本会は九州医療専門学校並びにアカデミー看護専門学校同窓会《KAC鳥栖同窓会》と称し、本部事務局を古野キャンパスに置くものとする。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員の向上と母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業をおこなう。

- (1) 会員名簿及び会報の発行
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 大同窓会の開催
- (4) 新入生の勧誘及び在学生の指導・助言
- (5) 会員の学術向上に必要な講演会・セミナーの開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は次のものからなる。

- (1) 正会員 九州医療専門学校卒業生
アカデミー看護専門学校卒業生
九州環境福祉医療専門学校卒業生
九州福祉医療専門学校卒業生
鳥栖歯科専門学校卒業生
鳥栖歯科衛生学院卒業生
- (2) 特別会員 現旧教職員
- (3) 賛助会員 本会に協力する者で理事会にて承認された者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名
理事	若干名
書記	1名
会計	1名
監事	1名
学校代表	1名
学校責任者	若干名
同窓会事務	1名

(役員を選出)

第6条 役員は次により選出する。

- (1) 会長は、総会で正会員のうちから選出する。
- (2) 副会長、書記、会計、監事は総会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- (3) 学校代表、学校責任者は現教職員のうちから選出する。
- (4) 理事は学科ごとに推薦された者のうちから会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員のため選任された役員は前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了したとき、それぞれの後任者が就任するまで、その職務を行なうものとする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する。
- 3 理事は学科を代表し、会務を執行する。
- 4 書記は、議題作成、議事録作成を行う。
- 5 会計は本会の会計業務を処理する。
- 6 監事は、本会の業務と会計を監査する。
- 7 学校代表、学校責任者は会長を補佐し、会務を執行する。

(総会)

第9条 役員総会は毎年2月に開催する。

- 2 必要ある時は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は次の項目の議決又は承認を行う。
 - (1) 会務報告
 - (2) 予算決算報告書
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員の変更
 - (5) その他

(役員会)

第10条 役員会は随時必要な場合に会長が招集する。

- 2 役員会は各科との連絡を図り本会の運営について審議する。
- 3 役員会に出席できない役員は委任状を提出しなければならない。

(事業年度)

第11条 本会の会計並びに事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第12条 正会員は同窓会費1万円を納入しなければならない。ただし、諸般の事情により総会の承認を経て変更することができる。

(予算・決算)

第13条 本会の会計は同窓会費によってまかなう。

- 2 会長は翌年度の収支予算及び前年度の収支決算を役員総会にて承認を経て、大同窓会総会にて報告する。

(会則の変更)

第14条 会則の変更をする必要がある時は役員総会で承認を経て、大同窓会総会にて報告をする。

(各種規定)

第15条 役員報酬、助成金、会報等に関する各種規定は別途に記載。変更がある場合は、役員総会で協議、承認、変更する事が出来る。

(附帯事業)

第16条 以下の表彰を行なうものとする。

- 2 特別表彰
 - (1) 学園及び同窓会に著しく貢献した者
 - (2) 地域社会に著しく貢献した者
- 3 退職者表彰
 - (1) 退職教員及び事務職員を対象とする
 - (2) 10年以上の永年勤務者を対象とする
 - (3) 各科及び同窓生からの推薦された教職員を対象とする
- 4 選考方法、表彰時期
 - (1) 2. 3の一定基準をもとに役員総会で協議・承認された方を表彰する
 - (2) 5年に一度の大同窓会にて表彰する
- 5 副賞
 - (1) 賞状
 - (2) 記念品 金額10,000円相当の記念品

附 則

本会則は、平成19年4月1日より施行する。

本会則は、平成22年4月1日より施行する。

本会則は、平成24年4月1日より施行する。

本会則は、平成29年2月5日より施行する。